

品川区受動喫煙防止に関する行政処分等事務取扱要綱

制定 令和3年3月12日区長決定 要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）および東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「条例」という。）の規定に基づく指導、助言、勧告、公表、中止命令・退出命令、措置命令および過料処分について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 この事務を取り扱う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 次条以降に定める事務について、時機を逸することなく、的確かつ厳正な処理を行うこと。
- (2) 特定施設の管理権原者等の利益を不当に害することのないよう、適正手続にのっとり事務を遂行すること。
- (3) 事務を取り扱う中で知り得た情報を厳格に管理し、秘密保持を徹底すること。

(指導および助言)

第3条 区長は、法第31条および条例第10条の規定に基づく指導および助言を行う場合には、指導の相手方に対し、その現状、法令の適用および取るべき是正の措置ならびに勧告、公表、命令および過料処分のうち該当する可能性のある事実を口頭で伝えるものとする。ただし、相手方から書面の交付を求められた場合には、指導票（第1号様式）を交付する。

- 2 前項の指導等により、管理権原者等が是正内容やその方法を認知しているにもかかわらず、正当な理由なく指導および助言に従わない場合、区長は、指導票を交付し、更なる指導を行うことができる。
- 3 区長は、書面による指導を行う際は、必要に応じ、指導に基づき相手方がとった措置を記載した改善状況報告書（第2号様式）の提出を求めることができる。
- 4 区長は、指導および助言を行った場合は、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。
 - (1) 実施日
 - (2) 施設名称、所在地および管理権原者の氏名
 - (3) 実施方法
 - (4) 内容

(5) その他区長が必要と認める事項

(勧告)

第4条 区長は、法第32条第1項、法第34条第1項（改正法附則第2条第1項および改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、法第36条第1項および同条第2項ならびに条例第11条第1項の規定に基づき、前条の指導による措置をとらなかった場合に、是正勧告書（第3号様式）を交付し、必要な勧告を行うことができる。ただし、やむを得ず是正勧告書の交付が勧告時に間に合わない場合は、口頭での勧告を行い、勧告後速やかに是正勧告書を交付することとする。

2 勧告は、法および条例の趣旨、違反の内容、前条に基づく指導および助言の頻度、指導および助言後の対応を踏まえて行う。この場合において、区長は、違反状態が継続した場合に公表、命令および過料処分可能性があることに言及することとする。

3 区長は、勧告を行う前に、必要に応じて、管理権原者等に事情の聴取の機会を付与することができる。

4 区長は、勧告後、期日を定め、管理権原者等がとった措置の内容を記載した改善報告書（第4号様式）の提出を求めることができる。

5 区長は、勧告を行った場合は、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。

- (1) 実施日
- (2) 是正勧告書の文書番号
- (3) 施設名称、所在地および管理権原者の氏名
- (4) 勧告内容
- (5) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
- (6) 事情聴取の実施の有無（実施した場合は、実施日および実施方法）
- (7) その他区長が必要と認める事項

(公表)

第5条 区長は、法第32条第2項、法第34条第2項（改正法附則第2条第1項および改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、法第36条第3項および条例第11条第2項の規定に基づき、管理権原者等が、前条に基づく勧告に正当な理由なく従わなかった場合は、あらかじめ管理権原者等に公表しようとする旨を通知した上で、管理権原者等の氏名、施設名称、所在地、違反事実および勧告内容について、インターネットの利用その他広く区民に周知する方法により公表することができる。

2 区長は、公表後、勧告の対象となった違反状態が改善されたことが確認された場合、確認した日の翌日から起算して14日以内に公表を停止する。

3 区長は、公表内容が他の行政機関に関連する場合は、事前に十分に協議をする。

4 区長は、公表を行う際には、個人情報の保護に十分な配慮を行う。

5 区長は、公表を行った場合は、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。

- (1) 公表期間
- (2) 施設名称、所在地および管理権原者の氏名
- (3) 公表内容
- (4) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
- (5) その他区長が必要と認める事項

（喫煙者に対する命令）

第6条 区長は、法第29条第2項および条例第8条第2項の規定に基づき、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止または喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

- 2 区長は、前項に規定する命令を行おうとする場合には、命令の内容を明示した上で、併せて違反者の氏名および居住地を確認し、口頭での弁明の機会を付与する。
- 3 第1項に規定する命令は、法および条例の趣旨ならびに違反および弁明の内容を踏まえ行い、口頭での命令後、速やかに中止・退出命令書（第5号様式）を相手方に交付する。
- 4 区長は、第1項による命令後、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。
 - (1) 違反事実の概要
 - (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
 - (3) その他区長が必要と認める事項

（管理権原者等に対する措置命令）

第7条 区長は、管理権原者等が第4条による勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第3項、法第34条第3項（改正法附則第2条第1項および改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、法第36条第4項および条例第11条第3項の規定に基づき、措置命令書（第6号様式）を交付し、期限を定めて、第4条に基づく勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

- 2 区長は、措置命令の対象とすべき事案について、次の項目を記載した書面および関係する証拠書類を保存するものとする。
 - (1) 違反事実の概要
 - (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
 - (3) 区長の意見
 - (4) その他区長が必要と認める事項
- 3 第1項の命令は、法および条例の趣旨、違反の内容、第3条に基づく指導および助言の頻度、第4条に基づく勧告後の対応、次条に基づく弁明の内容等具体的事由を踏まえて行う。この場合において、必要に応じ、法律専門家の助言を得ることとする。
- 4 措置命令後、区長は、期日を定め、管理権原者等がとった措置を記載した措置報告書（第

7号様式)の提出を管理権限者等に求める。

5 区長は、措置命令を行った場合は、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。

- (1) 実施日
- (2) 措置命令書の文書番号
- (3) 施設名称、所在地および管理権原者の氏名
- (4) 命令内容
- (5) その他区長が必要と認める事項

6 措置命令の内容については、原則、インターネットの利用その他広く区民に周知する方法により公表する。

7 区長は、公表を行った場合は、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残すものとする。

- (1) 実施日
- (2) 公表に係る文書番号
- (3) 施設名称、所在地および管理権原者の氏名
- (4) 公表内容
- (5) その他区長が必要と認める事項

(聴聞および弁明の機会の付与)

第8条 区長は、前条第1項に規定する命令を行おうとする場合には、当該命令の内容および弁明書の提出期限を弁明機会付与通知書(第8号様式)により、管理権原者等に通知するものとする。

2 管理権原者等は、弁明を行う場合には、前項の規定により指定された期限までに区長に弁明書(第9号様式)を提出しなければならない。

3 区長は、聴聞または弁明の機会の付与については、品川区聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成6年品川区規則第38号)に定めるところによる。

(法令違反による過料事件)

第9条 区長は、法第76条から法第78条まで、改正法附則第2条第8項、改正法附則第3条第6項および改正法附則第4条第3項に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、違反した者の住所(法人の場合は、特定施設等の所在地)を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書(第10号様式)に第3項に掲げる資料を添えて通知するものとする。

2 過料事件の通知は、法の趣旨、違反の内容、第3条から第5条に基づく行政指導、第6条および第7条に基づく行政処分の実施の有無、違反是正に向けた態様等を総合的に考慮し、決定する。

3 区長は、過料事件の通知にあたっては、次に掲げる資料を添付する。

- (1) 被審人が自然人である場合 住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、法人であ

る場合は、登記事項証明書

- (2) 違反があった施設の登記簿抄本
- (3) 過料に処すべき理由を示す書類（管理権原者への連絡の記録、立入検査による現地確認の記録、立入検査時の指導や助言の記録、区長による勧告、公表や命令の記録等）
- (4) 改正健康増進法の施行に関するQ & A（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡添付）
- (5) その他区長が必要と認める書類

4 区長は、過料事件の通知を行った場合は、次の項目について、台帳に記録を残すものとする。

- (1) 違反事実の概要
- (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権限者の対応状況等）
- (3) 通知日時
- (4) 過料事件通知書の文書番号
- (5) 施設名称、所在地および管理権限者の氏名
- (6) 過料事件通知に至った経緯
- (7) 地方裁判所の判断
- (8) その他区長が必要と認めた事項

（条例違反による過料事件）

第10条 区長は、条例第15条から条例第17条までの規定に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は過料事件通知書に次項の書面および証拠書類を添えて知事に提出するものとする。

2 区長は過料事件の対象とすべき事案について、次の項目を記載した書面および関係する証拠書類を知事に提出するものとする。

- (1) 違反事実の概要
- (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者等の対応状況等）
- (3) 区長の意見
- (4) その他区長が必要と認めた事項

3 知事が過料処分を行った場合は、知事からの情報提供により、区長は次の項目について、台帳に記録を残すものとする。

- (1) 処分日および通知日
- (2) 過料処分決定通知書の文書番号
- (3) 施設名称、所在地および管理権限者の氏名
- (4) 過料処分に至った経緯
- (5) 過料額

(6) その他区長が必要と認めた事項

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

指 導 票

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

品川区長



健康増進法第31条（東京都受動喫煙防止条例第10条）の規定により、次のとおり指導します。

記

1 関係法令

2 違反事実

3 指導の内容

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

改 善 状 況 報 告 書

品川区長 あて

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日付第 号に基づき指導のあった改善を要する事項について、
下記のとおり報告する。

記

- 1 改善を要する事項
- 2 改善状況または方策
- 3 改善時期

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

是 正 勸 告 書

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

品川区長



健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第11条第1項）の規定により、
次のとおり勧告します。

記

- 1 関係法令
- 2 違反行為者
- 3 違反事実
- 4 勧告の内容
- 5 勧告の理由
- 6 措置完了報告書提出期限

※違反状態が継続した場合、違反事実の公表、命令および過料処分の可能性があります。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

改 善 報 告 書

品川区長 あて

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日付第 号に基づき勧告のあった改善を要する事項について、
下記のとおり報告する。

記

- 1 改善を要する事項
- 2 改善状況または方策
- 3 改善時期

(表)

第5号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

中止・退出命令書

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者氏名)

品川区長



健康増進法第29条第2項(東京都受動喫煙防止条例第8条第2項)の規定により、次のとおり命令します。

記

- 1 関係法令
- 2 違反行為者
- 3 違反事実
- 4 命令の内容
- 5 命令の理由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(表)

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者氏名)

品川区長



健康増進法第 条第 項(東京都受動喫煙防止条例第11条第3項)の規定により、次のとおり命令します。

記

1 違反行為者

2 命令の内容

3 命令の理由

4 措置報告書提出期限

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

措置報告書

品川区長 あて

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日 第 号に基づき措置命令のあった改善を要する事項について、下記のとおり報告する。

記

- 1 措置を要する事項
- 2 措置状況又は措置方針
- 3 措置完了時期

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

弁明機会付与通知書

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

品川区長



下記のとおり不利益処分を行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令（条例）の条項

（1）処分の内容

（2）根拠法令

健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第 条）

2 処分の原因となる事実

3 弁明書および証拠書類等の提出先

4 弁明書および証拠書類等の提出期限

5 その他

（1） 弁明書には、①区における文書番号、②弁明を提出する者の氏名及び住所、③弁明に係る不利益処分の原因となる事実、④その他弁明の事案についての意見を記載してください。

（2） 提出期限までに弁明書が提出されないとき、改めて弁明の機会の付与を行いません。

弁 明 書

品川区長 あて

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日 第 号により通知のありました弁明の機会の付与
については、次のとおり弁明書を提出します。

記

- 1 予定される不利益処分の内容
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 意見

第10号様式（第9条および第10条関係）

第 号
年 月 日

過料事件通知書

地方裁判所（東京都知事）
様

品川区長



下記の者については、健康増進法第 条第 項に違反しており、同法第 条第 号の規定に基づき、 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所地（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 2 事件の概要
- 3 添付書類
- 4 参考資料

改正健康増進法の施行に関するQ&A（「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について」（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡））